[事案 29-62] 新契約無効請求

· 平成 29 年 12 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、保険商品であることの説明がなく、保険契約だと知っていたら契約しなかったとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成28年6月に信託銀行を代理店として契約した豪ドル建一時払終身保険について、以下の理由から、契約時に保険契約ではないと誤解していたので、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は保険であるとは一言も言わず、募集人に本契約が外貨預金なのか聞いたところ、 肯定するような回答であった。契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パ ンフレット(以下、「契約締結前交付書面」という。)、提案書、取扱生命保険商品の冊子は 帰りに募集人から受け取っただけで、見せられていない。募集人と待ち合わせ後、一緒に 食事をしてから説明を受けたので、保険会社の言うように2時間も説明は受けていない。
- (2) 説明時に、会話の目的について募集人から何ら伝えられないまま、信託銀行課長と電話で話すよう言われて会話したが、そのときも保険とは言われなかった。
- (3) 色々な書類に記入したが、言われるがままに記入しただけで内容は理解していない。申込書で受取人を記入したが、信託預金の受取人と同様、保険商品でなくても受取人を別にできるのかと思って申し込んだだけである。
- (4) 契約締結前交付書面を見て、信託銀行が保険会社の代理店ということは分かっていたが、 それだけで今回の契約が保険の購入に結びつくとは思わなかった。

<保険会社の主張>

以下のとおり、募集人らは、契約時に保険契約であることを説明しており、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、所定の様式で意向を確認した上で、保険の案内をすることにした。取扱生命保険商品の冊子や契約締結前交付書面を使用して説明し、保険会社名を蛍光ペンで囲って、信託銀行があくまで保険会社の代理店であることを示した。場所が喫茶店だったのでテーブルが狭く書類は広げられなかったとはいえ、説明には2時間程度かけている。
- (2) 募集人は、商品説明前の承認を得るため、信託銀行課長に電話をかけ、申立人に替わった。 このとき、募集人は、申立人の目の前で信託銀行課長に「保険です」と保険の勧誘である ことを話しているし、信託銀行課長からも、保険の案内をする旨、申立人に説明があった。
- (3)申立人は、事前同意書(生命保険と預金等との誤認防止書面)、意向確認シートの当初・最終の意向欄、保険商品の申込みにあたっての確認文書にそれぞれ記入・署名した。このとき、申立人自ら契約を申し込む保険会社名として、保険会社名に○をつけている。意向確認書(兼適合性確認書)についても、保険であることも明示されている各項目の口頭説明の後、申立人がチェックと署名をした。申込書で、受取人を弟としているが、このことからも保険であると理解していることは明らかである。
- (4)申込書の記入にあたって、軽微な誤記があった際、募集人から保険会社に問い合わせる必要があると説明し確認したが、申立人も事後的に認めている。また、事後、商品提案書を

郵送したり、証券が届く旨の説明を2回行ったりしているが、特に異議はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約前後の状況を把握するため、申立人、募集人および信託銀行課長(以下、「募集人ら」)に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約内容を誤解していたために契約を無効とすべきという申立人の主張は 認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解 による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。